第8章 その他の事項

1. みだり放出の禁止

法第86条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を大気中に放出してはならない。

【解説】

第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)及び第二種特定製品(自動車リサイクル法に規定するカーエアコン) に冷媒として充塡されているフロン類を、事故、技術的問題、又は適切な回収等を行おうとして失敗した場合等 の過失による放出等のやむを得ない放出ではなく、故意又は重過失によって大気中に放出する行為を禁止し ている。この規定に違反した者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される。

2. 費用負担

法律

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第69条

5 フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類充塡 回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金 を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充塡回収業者、第一種フロン類再生業 者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとす る。

(第一種フロン類充塡回収業者の費用請求等)

- 第74条 第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品整備者から第39条第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとするとき、又は第一種特定製品廃棄等実施者から第41条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用(以下この条において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。
- 2 第一種フロン類充塡回収業者は、前項の規定により料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から、フロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料金その他主務省令で定める事項について説明しなければならない。
- 3 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、第1項の規定による第一種フロン類 充塡回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担 するものとする。
- 4 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。
- 5 第一種特定製品整備者は、第39条第1項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、 当該第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に対し、当該フロン類の回収等の 費用に関し、適正な料金を請求することができる。
- 6 第一種特定製品の整備の発注者は、前2項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支 払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(第一種フロン類再生業者の費用請求等)

- 第75条第一種フロン類再生業者は、第58条第1項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充塡回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充塡回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。
- 2 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者は、第一種フロン類充塡回収業者から、第46条第1 項の規定によるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類充塡回収業者が支払わなければならない料 金の提示を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

フロン類の回収等の費用に関する料金の説明に関する事項

施行規則

第85条 法第74条第2項の主務省令で定める事項は、フロン類の回収、フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及びフロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用の明細とする。

【概要】

フロン類の回収等に要する費用は、整備発注者や廃棄等実施者が最終的には負担することとし、料金の請求等について規定を置いている。

【解説】

整備者又は廃棄等実施者は、充塡回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより、委託・依頼したフロン類の回収、運搬、処理(破壊又は再生)に要する費用を負担しなければならない。

ただし、充塡回収業者は、整備者又は廃棄等実施者から、料金について説明を求められたときは、フロン類の回収、運搬、処理(破壊又は再生)に要する費用の明細について説明する義務がある。

また、整備者が上記の料金の支払を行ったときは、整備発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

3. 特定製品への表示

法第 87 条 特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売する時までに、当該特定製品に冷媒として 充塡されているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲 げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
- 二 当該特定製品を廃棄する場合(当該特定製品が第一種特定製品である場合にあっては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である場合にあっては当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を引取業者に引き渡す場合)には、当該フロン類の回収が必要であること。
- 三 当該フロン類の種類及び数量
- 四 その他主務省令で定める事項

施行規則

(フロン類の回収が行われていない第一種特定製品の引取り等の禁止等の表示)

- 第九十四条 法第八十七条第四号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあっては、次のとおりとする。
 - 一 冷媒として充塡されているフロン類の回収が行われていない当該第一種特定製品の引取り等が禁止されていること。
- 二 当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の地球温暖化係数

【概要】

管理者・廃棄等実施者に対して、フロン類の回収が必要である旨を啓発し、また、管理する上での必要な情報を明らかにするとともに、点検実施者、整備者、充塡回収業者に対して、フロン類の種類や充塡量を情報として与え、より適切な点検・整備・充塡・回収を行わせるため、特定製品の製造業者に対して、必要な情報を表示することを義務付けている。

【解説】

(1)表示を行う者

- ①国内で製造する特定製品については、当該機器製造業者が表示を行う。
- ②輸入される特定製品については、輸入業者が表示を行う。

なお、第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の充塡を行う場合は、充塡を行う者が、充塡量又は追加充塡量の表示を行うことが望ましい。

(2)表示事項

以下の事項について、表示がなされる。

- (※下線部分は令和元年法改正に伴い新たに表示されることとなった事項であり、令和2年 10 月1日より適用となる。したがって、製造業者の自主的取組による表示がなされていない限り、同年 9 月 30 日以前に販売されたものには表示されていない。)
- ①当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと
 - ・「フロン類大気放出禁止」等の記載でも構わない。
- ②当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること
 - ・「廃棄時フロン類要回収」等の記載でも構わない。
- ③当該フロン類の種類及び数量
 - ・フロン類の種類については、充塡されているフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)と冷媒番号(例:R22)を併せて記載しなければならない。
- <u>④冷媒として充塡されているフロン類の回収が行われていない第一種特定製品の引取り等が禁止されていること(第一種特定製品である場合に限る)</u>
- ・「機器の廃棄に際してフロン類の回収が行われない場合、廃棄物リサイクル業者等による機器の引取り禁止」等の記載でも構わない。
- ⑤GWP値(第一種特定製品である場合に限る)
 - ・当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類のGWP値(第9章2.(2)p.113 を参照)を記載する。

(3)表示方法

- ○表示は、管理者、廃棄等実施者、点検実施者、整備者及び充塡回収業者のいずれもが視認できることが必要となる。
- ○特定製品自体には、適正に視認できる箇所が無く、当該製品に接続された周辺の箱体等に表示せざるを 得ない場合があることにも配意する。
- ○表示事項は、容易に消滅しない方法で表示を行わなければならない。
- ○既に表示がなされている特定製品の改造を行い、その結果、表示内容(フロン類の種類、充塡数量)に変更を生じた場合、改造した者は再表示を行うことが望ましい。
- ○充塡されているフロン類以外の冷媒が充塡された場合は、管理者は、その内容について表示することが重要である。(表示されない場合、その旨を第一種特定製品の整備の都度、充塡回収業者に説明する必要がある。)

(4)表示のイメージ

上記を踏まえ、第一種特定製品の場合、例えば次のような表示例が考えられる。

例1

フロン排出抑制法 第一種特定製品

- (1)フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- ②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。
- ③この製品を廃棄する場合に、フロン回収が行われていない機器の引取り等が禁止されています。
- ④冷媒の種類及び数量

種 類	冷媒番号	GWP値	数量(kg)
HCFC	R-OO		

※ 特定製品の製造業者が表示する場合の例である。

例 2

フロン排出抑制法 第一種特定製品

この製品には冷媒として、R-○○(GWP値:●●●)が使われています。

- ① フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- ② この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。
- ③ この製品を廃棄する場合に、フロン回収が行われていない機器の引取り等が禁止されています。
- ④ フロン類の種類及び数量は、製品銘板(又は設置サービス要領図)に記載されています。
- ※ 特定製品の製造業者が表示する場合で、フロン類の種類及び数量について、高圧ガス保安法、JIS規格、業界規格等に基づいて、製品銘板や設置サービス要領図に表示する場合の例である。なお、R-○○には、冷媒番号が入る。また、●●
 - ●には当該冷媒のGWP値が入る。

例3

フロン排出抑制法 第一種特定製品

- ① フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- ② この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。
- ③ この製品を廃棄する場合に、フロン回収が行われていない機器の引取り等が禁止されています。
- ④ 冷媒の種類及び数量

種 類	冷媒番号	GWP値	出荷時数量(kg)	設置時数量(kg)
HFC	R-OO			
HCFC	R-00			

※ 設置場所で冷媒の充填を行う場合で、製品銘板や設置サービス要領図に設置時の数量の記入場所がないときの表示の例である。(設置時に充填した事業者は、フロン類の種類及び数量を記入し、また、フロン類の充填を行った事業者名の表示をすることが推奨されている。)

4. 第二種特定製品(カーエアコン)に関する事項

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

法第 88 条 第二種特定製品が搭載されている自動車(使用済自動車再資源化法第2条第1項に規定する自動車をいう。第 93 条及び第 100 条第1項第1号において同じ。)の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。

【解説】

(1)自動車リサイクル法施行前の回収の扱い

カーエアコンについては、平成14年度からのフロン回収・破壊法施行当時は「第二種特定製品」として、同法に基づきフロン類の回収が行われていたが、平成17年1月に自動車リサイクル法が施行され、現在では基本的にはカーエアコンに関するフロン類の回収は、自動車リサイクル法に基づき実施されている(第8章6.(1)p.106も参照)。

しかし、自動車リサイクル法施行前に、フロン回収・破壊法に基づき第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車に関するフロン類については、引き続き自動車リサイクル法施行に伴う改正前のフロン回収・破壊法に基づき回収が行われる必要がある。フロン回収・破壊法に基づく第二種特定製品引取業者の登録、第二種フロン類回収業者の登録については、登録から5年ごとに更新を受けなければその効力を失うこととされている。このため、第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車でフロン類の回収を行っていないものがある場合は、登録の更新が必要となるが、速やかにフロン類の回収を行い、保有する第二種特定製品に関する処理を済ませることが必要である。

(2)第二種特定製品整備時の回収、運搬に関する技術基準

自動車リサイクル法は、使用済み自動車に関するフロン類の回収を規定していることから、フロン回収・破壊 法では、第二種特定製品(カーエアコン)の整備の際にフロン回収を行う場合、回収したフロン類の運搬をする 場合についての技術的な基準を設けている。(第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン 類の回収及び運搬に関する基準を定める省令(平成16年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号))

5. 指定製品

(定義)

法第2条

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品(我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。)その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

【概要】

指定製品の製造業者等は、国が定める「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に基づき、使用フロン類の環境影響度の低減に取り組むこととされている。指定製品には、その充塡されているフロン類による環境影響についての表示がなされる。

【解説】

(1)フロン類使用製品

フロン類使用製品とは、フロン類を使用した製品をいい、既述の第一種特定製品、第二種特定製品もこの 一部に当たる。その他に、断熱材、ダストブロアー(埃飛ばし)等の冷媒ではない用途でフロン類を使用した製品がある。

(2) 指定製品

指定製品とは、

- ①特定製品
- ②その他の製品のうち、我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるもの

である。指定製品の対象並びに各々の環境影響度の目標値及び目標年度は、政令等に基づき、次のとおり定められている。また、指定製品として指定されているものについては、法に基づき、目標値及び目標年度等の表示がなされることとされている。

なお、表 39 の指定製品のうち、硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器、硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機、非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液及び硬質ウレタンフォームを用いた断熱材については、令和2年4月1日より指定製品に追加された。

表 39 指定製品のうち、使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められる対象製品(令和 2年4月1日時点)

指定製品の区分	現在使用されている 主なフロン類等及びGWP	環境影響度 の目標値	目標 年度
家庭用エアコンディショナー (壁貫通型等を除く)	R410A (2090) R32 (675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー			
① 床置型等除く、法定冷凍能力3トン未満のもの	R410A (2090)	750	2020
② 床置型等除く、法定冷凍能力3トン以上のものであって、③を除くもの	R410A (2090)	750	2023
③ 中央方式エアコンディショナーのうちタ ーボ冷凍機を用いるもの	R134a (1430) R245fa (1030)	100	2025
自動車用エアコンディショナー (乗用自動車(定員 11 人以上のものを除く)に搭載されるものに限る)	R134a (1430)	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット (圧縮機の定格出力が 1.5kW 以下のもの等を除く)	R404A (3920) R410A (2090) R407C (1770) C02 (1)	1500	2025
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及 び冷凍機器	HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2024

硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷 凍の機能を有する自動販売機	HFC-365mfc(795)	100	2024
中央方式冷凍冷蔵機器 (有効容積が5万㎡以上の新設冷凍冷蔵倉庫 向けに出荷されるものに限る)	R404A (3920) アンモニア(一桁)	100	2019
住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液	R245fa (1030) R365mfc (795)	100	2020
非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液	R245fa (1030) R365mfc (795)	100	2024
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材	R245fa (1030) R365mfc (795)	100	2024
専ら噴射剤のみを充塡した噴霧器 (不燃性を要する用途のものを除く)	R134a (1430) R152a (124) CO2 (1) 、DME (1)	10	2019

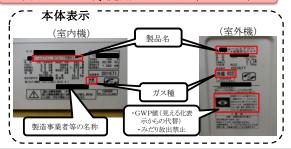
※DME:ジメチルエーテル

図17 指定製品の表示

表示事項

- (1) 当該指定製品の目標値・目標年度
- (2) 当該製品に使用されるフロン類等(いわゆる自然冷媒、HFO等も含む。)の種類、数量、GWP値
- (3) 当該製品の形名・製造事業者等の氏名又は名称

表示イメージ(家庭用エアコンディショナー)





6. 他法令との関係

(1)使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

乗用車のカーエアコン、冷凍車・冷蔵車の乗員用のカーエアコン、バスのエアコン等の空調機器(第二種特定製品)に使用されているフロン類については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が平成 17 年1月に施行され、フロン回収・破壊法から自動車リサイクル法に移行し、同法に基づくフロン類の回収が必要となる。

一方、業務用の冷凍車・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットについては、フロン排出抑制法が適用される業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)であり、機器の点検等の適正管理及び充塡回収業者によるフロン類の回収が必要となる。

また、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員用のカーエアコンについても、フロン排出抑制法が適用される第一種特定製品であり、機器の点検等の適正管理及び充塡回収業者によるフロン類の回収が必要となる。

(2) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

家庭用のエアコン・冷蔵庫に使用されているフロン類については、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の適用を受け、同法に基づくフロン類の回収が必要となる。

一方、業務用の冷凍空調機器に使用されているフロン類については、フロン排出抑制法の対象となる。

上記の差異は、当該製品が家庭用又は業務用のどちらの型式で製造・販売されているかによるものであり、 実際の使用場所や用途がどのようなものかを問わない。オフィスや店舗等で家庭用のエアコン・冷蔵庫が使用される場合もあり、また、業務用の冷凍空調機器が一般家庭などで利用されることもあるので、それぞれ適用される法令が何なのか確認する必要がある。

(3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)では、同法第 10 条で、解体工事に着手する7日前までに都道府県知事へ届け出る事前届出制度が規定されている。このような届出を行う工事の場合には、フロン排出抑制法上の第一種特定製品が設置されていることも想定されるので、フロン類の回収が適切に行われるよう留意する必要がある。

また、同法第 12 条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負おうとする建設業等を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。フロン排出抑制法においても同法第 42 条第1項に、「第一種特定製品の設置の有無の確認」という、建設リサイクル法第 12 条第1項と類似の規定が設けられている。両規定は独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的である。

なお、建設リサイクル法第 12 条第 1 項の規定により交付される書面の保存義務はないが、フロン排出抑制法 第 42 条第 1 項の規定により交付された書面については、発注者及び元請業者に3年間の保存義務がある。ま た、建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、一定の規模以上(建築リサイクル法第9条及び同法施 行令第2条に基づき建築物に係る解体工事の場合は 80 ㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上 とされている。)のものが対象とされているが、フロン排出抑制法においては規模の如何にかかわらず、同法の 規定が適用されるので留意する必要がある。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

第一種特定製品の廃棄等の際には、フロン排出抑制法に基づき、充塡されているフロン類や第一種特定製品を引き渡す必要があるほか、機器そのものの廃棄については、廃棄物処理法の適用を受ける。

廃棄物処理法においては、産業廃棄物についてマニフェスト制度(産業廃棄物管理票)の規定があり、適用されている。産業廃棄物管理票の保存期間は5年間であり、フロン排出抑制法に基づく行程管理票の保存期間である3年間とは異なるので留意する必要である。

(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)

地球温暖化対策推進法においては、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が設けられており、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

温室効果ガスにはHFCも含まれ、①HCFCの製造時、②HFCの製造時、③冷凍空調機器の製造時、④業務用冷凍空調機器の設置時・整備時、⑤冷凍空調機器の回収時、⑥発泡剤としてのHFCの使用時、⑦噴霧器・消化剤の製造時、⑧噴霧器の使用時、⑨ドライエッチング等でのHFCの使用時、⑩溶剤用途等でのHFCの使用時におけるHFCの排出量が対象となる。しかし、フロン排出抑制法の算定漏えい量の報告・公表制度が対象とする業務用冷凍空調機器の使用時の排出量については算定対象外となっている。

(6) 高圧ガス保安法

冷凍空調機器にフロン類を充塡する行為、回収機を用いて容器(ボンベ)にフロン類を回収する行為、フロン類を充塡した容器(ボンベ)の保管・運搬等は、一部の例外(適用除外)を除き高圧ガス保安法の適用を受ける。一般高圧ガス保安規則、冷凍保安規則、容器保安規則の諸規定があり、移動(運搬)、貯蔵等の技術基準も定められている。

以下、フロン回収等に関係する高圧ガス保安法上の基準の概略を示すが、遵守すべき事項の詳細は高圧 ガス保安法を参照されたい(項目名の括弧内は「高圧ガス保安法」上の基準の名称)。

①運搬時における基準(移動の基準)(高圧ガス保安法第23条)

高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」と称している。回収したフロン類が充塡されている容器 を回収装置から取り外して「移動」する場合は、高圧ガス保安法の適用を受ける。

②移充塡する場合の基準(高圧ガスの製造の基準)(高圧ガス保安法第5条)

高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変化することなどを「製造」と称している。つまり、フロン類を容器から容器へ移し替える場合(移充塡する場合)は、高圧ガス保安法上の「製造」に該当し、その処理能力に応じて届出などが必要となる。

③保管する場合の基準(貯蔵の基準)(高圧ガス保安法第15条)

高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となる。

フロン類の回収機の一部(小型のもの)については、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月24日通商産業省告示第139号)により、適用除外とされているものがあるが、容器を回収機から取り外せば容器保安規則の適用を受けること、適用除外回収機であっても移動(運搬)、貯蔵等の技術基準が適用されることに留意する必要がある。

7. 罰 則

整備者、充填回収業者、引渡受託者及び引取等実施者を対象とした罰則は、以下のとおりである。

(1) 充塡回収業の無登録営業、不正登録、業務命令停止違反(法第103条第1~3号)

法第27条第1項の規定に違反して登録を受けないでフロン類の充填又は回収を業として行った者、不正の 手段によって第27条第1項の登録(第30条第1項の登録の更新を含む。)を受けた者及び第35条第1項の規 定による業務の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される。

(2) みだり放出(法第103条第13号)

第一種特定製品からみだりにフロン類を放出すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

(3) 命令違反(法第 104 条第1号)

(指導・助言、)勧告、命令を経て、なおその命令に違反した場合にあっては、50 万円以下の罰金に処される。

なお、勧告・命令対象となる義務については以下のとおりである。

表 40 勧告·命令対象義務

対象者	勧告・命令対象となる義務	指導監督主体
	充填委託(法第37条第1項)	都道府県知事
	充塡委託時の管理者名称等の通知(法第37条第2項)	都道府県知事
	回収委託(法第39条第1項)	都道府県知事
	回収委託時の管理者名称等の通知(法第39条第2項)	都道府県知事
第一種特定製品整備者	回収フロン引渡(整備時)(法第39条第4項)	都道府県知事
	五升打明事の同分 写 1 の旧左(沙笠 50 冬笠 9項)	環境大臣•
	再生証明書の回付・写しの保存(法第59条第3項)	経済産業大臣
		環境大臣•
	破壊証明書の回付・写しの保存(法第70条第2項)	経済産業大臣

対象者	勧告・命令対象となる義務	指導監督主体
	充塡基準の遵守(法第 37 条第3項)	都道府県知事
	充塡証明書の交付(法第37条第4項)	都道府県知事
	情報処理センターへの充塡情報等の登録(法第38条第1項)	都道府県知事
	回収基準の遵守(整備時)(法第39条第3項)	都道府県知事
	回収フロン引取義務(整備時)(法第39条第5項)	都道府県知事
	回収証明書の交付(法第39条第6項)	都道府県知事
第一種ファン海本境同位	情報処理センターへの回収情報等の登録(法第40条第1項)	都道府県知事
第一種フロン類充塡回収業者	回収フロン引取義務(廃棄時)(法第44条第1項)	都道府県知事
 	回収基準の遵守(廃棄時) (法第 44 条第2項)	都道府県知事
	書面の交付・保存(法第 45 条第1・2項)	都道府県知事
	フロン類引渡義務(法第 46 条第1項)	都道府県知事
	再生証明書の回付・写しの保存(法第59条第2項)	環境大臣•
		経済産業大臣
	破壊証明書の交付・写しの保存(法第70条第2項)	環境大臣•
		経済産業大臣
〃 (委託先含む。)	運搬基準の遵守(法第 46 条第2項)	都道府県知事
第一種フロン類引渡受託	行程管理票制度に基づく書面(又はその写し)の回付・保存、	
おして無力限支配と	再委託承諾書の事前受領(法第43条第4項~第7項、法第	都道府県知事
伯	45 条第5項)	
	引取証明書の写しの回付及び保存(法第45条の2第2項・第	都道府県知事
第一種特定製品引取等	3項)	11000000000000000000000000000000000000
実施者	フロン類が充塡されていないことが未確認の第一種特定製品	都道府県知事
	の引取り等の禁止(法第 45 条の2第4項)	

(4)引取り等違反(法第104条第3号)

第45条の2第4項の規定に違反して、第一種特定製品の引取り等を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

(5)変更届出義務違反(法第105条第1号)

第31条第1項の規定による届出(充塡回収業者の登録事項に係る変更の届出)をせず、又は虚偽の届出を した者は、30万円以下の罰金に処する。

(6)引取証明書の回付・保存義務違反(法第105条第5号・第6号)

引取等実施者に関して、次のいずれかに該当するときは、30万円以下の罰金に処する。

- ・第45条の2第2項の規定に違反して、引取証明書の写しを回付しなかった者
- ・第45条の2第3項の規定に違反して、引取証明書の写しを保存しなかった者

(7) 虚偽記載(法第 107 条第1号)

第 47 条第1項の規定(充塡量及び回収量の記録の作成、保存等)に違反して、記録を作成せず、若しくは 虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者は、20 万円以下の罰金に処する。

(8) 虚偽報告、検査拒否(法第107条第2号・第3号)

毎年度の回収量等の報告をする場合又は都道府県若しくは国から報告徴収があった場合に、報告をしなかったり、虚偽報告をしたりすると、20万円以下の罰金に処せられる。

また、都道府県又は国からの立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者についても、20 万円以下の 罰金に処せられる。

(9) 廃業届出義務違反(法第109条第2号)

第 33 条第1項又は第 54 条第1項(第 68 条において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠った者は、10万円以下の過料に処する。

なお、法人の代表者や、法人又は人の代理人、従業員等が、その法人又は人の業務に関し、(1)~(7)の 違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。(第 108条 両罰規定)